

令和3年度 事業計画

我が国においては少子高齢化が進み、高齢化率が既に28.4%に達しているが、道内における人口の高齢化は国以上に進んでおり、令和2年1月1日現在で高齢化率は31.7%となっている。また、全国的な健康寿命の伸長を背景に70歳を超えてからも働きたいという高齢者が平成26年度の内閣府調査によると58.7%に上っており、今後、少子高齢化がさらに進展する中で、働く意欲のある高齢者が、長年培ってきた知識や経験を活かし年齢にかかわらず活躍し続けることができる「生涯現役社会」の実現がますます重要となっている。

こうした人口の高齢化や高齢者の就労をはじめとした社会参加意欲の高まり等の中、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」が改正され、令和3年4月から、70歳までの就業機会確保が企業の努力義務として求められることとなった。

他方、シルバー人材センター事業の運営に大きな影響を与える経済や雇用は、各種指標を引用するまでもなく新型コロナウイルス感染症禍（以下「コロナ禍」という。）の中で極めて厳しい状況となっているが、地域、業種、職種等、分野によっては今なお人手不足解消のために高齢者の労働力が求められており、就業を通じて高齢者の福祉の増進に寄与するシルバー人材センター事業の重要性とシルバー人材センターに向けられる地域社会の期待は依然として根強いものがある。

このため、地域社会の課題解決の担い手として期待されている「家事援助を中心とした福祉・家事援助サービス事業」、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「空き家管理対策事業」、「放課後児童クラブにおける育児支援」を推進し、更には「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」（以下「サポート事業」という。）の積極的な活用を通じ現役世代の下支えや人手不足分野での労働力確保に貢献できるよう事業展開していかなければならないことから、シルバー事業の「自主・自立、共働・共助」の理念のもと、地域社会に密着したシルバー人材センターを目指し、シルバー人材センター事業で働きたい高齢者の就業機会の確保に取り組んでいく。

道内のシルバー人材センターの現状については、コロナ禍の影響から厳しいものとなっている。会員数においては16,484人（令和3年1月末）となっており、第2次会員100万人達成計画（北海道版）の達成率は86.6%となっている。

契約金額においては、請負契約で、48億7千818万円、派遣契約で8億6千919万円となっており（令和3年1月累計値）、請負が4.8%、2億4千564万円の減、派遣は8%、7千556万円の減となっている。

シルバー人材センターの安定的な財政、事業運営を図るためには、さらに「会員の拡大」、「就業機会の拡大」が喫緊の課題であり、道シ連としても、「第2次会員100万人達成計画（北海道版）」に基づき会員拡大を最重要課題としてPDCAを活用し取り組んでいく必要がある。

これらを進めていくうえで、公益社団法人としての法令遵守は当然であり、組織運営の透明性や適正就業への対応についても、より一層の厳格化が求められており、連合会各事務所が行う労働者派遣事業についても関係法令に沿った適正かつ積極的な取り組みが必要となってきた。

民間からの受注の確保はもとより、国、道、市町からの受託事業への参画を進め、さらにはサポート事業の活用による取組により財源の確保等を図り、組織体制の維持、活性化について積極的に取り組んでいくこととする。

令和3年度の事業運営にあたっては、各センター及びセンター設置市町の理解と協力を得て進めることとし、これと併せ、北海道労働局、北海道、道内市町村、関係団体等及び全シ協との連携を引き続き密にすることとし、以下を重点として、役割と特性に応じた事業を展開する。

なお、事業展開に当たっては、コロナ禍に負けない情報通信ツールであるICTを効果的に活用していく。

1 会員の拡大

会員拡大に向け、全シ協から示された「会員増加に向けた取組事例集」を参考に取り組むとともに、各センターと連携し、高齢者活躍人材確保育成事業で実施する広報やセミナー、就業体験、技能講習等を通じ、第2次100万人達成計画に基づく会員の拡大を図っていくこととする。

会員拡大に当たっては、高齢者人口や粗入会率の男女割合から見て拡大の余地が大きい女性会員の拡大に重点的に取り組んでいく。

2 普及啓発事業

(1) 普及啓発促進

シルバー人材センターの理念、意義、事業内容等を正しく

道民に理解してもらい、シルバー事業の地域社会への浸透を図るとともに、会員拡大のための普及啓発活動の強化に努める。

- ① 10月を「シルバー人材センター事業普及啓発促進月間」として広報等を重点的に行うとともに、令和3年度は10月16日（土）を「シルバーの日」と設定し、普及啓発事業を積極的に展開するとともに各シルバー人材センターにおいても行政機関、関係団体との連携を一層密にし、普及啓発に努める。
- ② 近隣のシルバー人材センターと連携を図り、札幌駅前地下歩行空間においてシルバークフェスティバルを開催（10月中を予定）し、シルバー事業の啓発を実施する。
- ③ 普及啓発の促進に当たっては、広報効果の大きいマスメディアの活用を留意する。

(2) 会報の発行

シルバー人材センター事業の紹介を広く道内の関係団体等へ周知させるため会報を発行する。

なお、会報の編集にあたっては、課題別の特集を組み、道シ連の活動状況、各種の情報提供、センター紹介等を行う。

- ・発行回数 2回
- ・発行部数 1,800部
- ・配布先 各シルバー人材センター、北海道・北海道労働局（公共職業安定所を含む）など関係行政機関、賛助会員、全シ協、連合未加盟高齢者事業団等

(3) 事業概要の作成

対外的な周知用として、令和2年度の事業実績、会員の入退会状況、独自事業、ボランティア活動などの実施状況を取りまとめ、作成配布する。

(4) 高齢者雇用就業パネル展の開催

高齢者の雇用・就業等の啓発を図るため、北海道との共催により高齢者就業事業等のパネル展を行う。

(5) 啓発用リーフレットの作成配布

高齢者に対するシルバー人材センターへの入会促進及び一般企業、個人家庭等に対する受注確保を目的とした普

及啓発用リーフレットを「請負・委任事業」と「派遣事業」それぞれのリーフレットを作成し配布する。

3 就業開拓等事業

(1) 就業開拓の推進

登録会員の経験、知識、技術等を活かすことができる新しい就業分野についての好事例の情報収集・情報交換できるよう全道シルバー人材センター理事長会議、事務局長会議等を開催し、事業拡大の方策を検討する。

その際、女性会員の拡大に向けて多様な就業ニーズに対応した就業先確保の方策にも配慮する。

また、コロナ禍の状況に応じて、新しい生活様式に対応した就業機会の確保に努める。

(2) シルバーしごとネットの活用

就業支援システムとして機能しているシルバーしごとネットを有効活用し、会員の就業機会の拡大に努める。

(3) 北海道や市町への特定随意契約への働きかけについて

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき、地方自治体が随意契約の方法により締結する契約を行うことができる団体としてシルバー人材センターが指定を受けていることから、当連合会としては北海道に対して、引き続き各センターで受注可能な職種を提示し、随意契約となるよう働きかけを行う。

また、市長会、町村会に対しても同様に各シルバー人材センターの現状を訴え、会員の就業機会の確保のため働きかけを行う。

4 交流研修事業

(1) 業務担当者研修会の開催

シルバー人材センター事業の健全な運営を推進するため、業務担当者の資質の向上と意識の高揚を目的に、センターの事業運営に反映できるような内容で開催する。

なお、コロナ禍の状況に応じた開催となるようオンラインを有効に活用する。

(2) 役員研修会の開催

各シルバー人材センターの役員を参集し、シルバー人材センター事業の課題と今後の方向性等について共有するため、役員研修会を開催する。

5 指導相談事業

全シ協、北海道、北海道労働局と連携を図り、各シルバー人材センターに対して、事業運営全般にわたる事項について直接センターへ訪問し、全シ協のシルバー人材センター事業指導事業実施要綱、実施要領に基づく指導相談を実施する。

また、補助金関係書類の作成については、会計担当者に対して必要に応じてオンラインにより個別に指導援助を行う。

6 安全・適正就業推進事業

安全・適正就業推進計画に基づき、各センターと連携して会員の安全就業意識の向上を図るとともに、事故防止対策及び適正就業の推進等に積極的に取り組む。

(1) 安全就業強化月間の設定

安全・適正就業推進基本計画や年次計画に基づき、7月を「安全就業強化月間」と定め、安全就業の徹底に努める。

(2) 安全就業に関するスローガンの活用

全シ協の最優秀作品を安全就業推進スローガンとして、各種の広報に活用し安全意識の向上に努める。

(3) 安全就業推進員研修会の開催

各シルバー人材センターの安全就業推進員を対象に、11月に研修会をオンラインにより開催する。

(4) 会報等を活用とした安全・適正就業対策の推進

会報「道シ連」各号に各シルバー人材センターの安全・適正就業対策についての好事例等を取り上げ、意識の向上を図る。

また、全シ協から毎月発行される安全ニュースを活用し、他県の取組み等を参考により効果的な安全就業対策に努める。

(5) 適正就業への取組みについて

「適正就業ガイドライン」を活用した各シルバー人材センターにおける研修を引き続き実施し、シルバー人材センター

が受注できる業務の範囲について、発注者及び会員に対し理解を求めるとともに、必要に応じて是正する。

- (6) 安全・適正就業推進委員会を年1回開催し、安全・適正就業推進事業計画を策定のうえ、安全・適正就業対策を推進する。

7 調査研究事業

- (1) 事業実績の集計結果（月毎）を各シルバー人材センターへ提供する。
- (2) 各シルバー人材センターに係る地域の高齢者の労働市場に関する統計資料の整備に努める。
- (3) シルバー就労の健康上の有益性を明らかにするため、会員と一般高齢者との医療費比較調査について検討する。

8 シルバー人材センター設置促進事業

- (1) 第2次会員100万人達成計画（北海道版）の目標達成のため、全シ協（センター未設置地域の解消への取組）と連携しつつ未加入の高齢者事業団に対し、当連合会への入会の働きかけを行う。
- (2) 各高齢者事業団、関係市町村等に対し、道シ連の機関紙「会報 道シ連」を提供し加盟を促す。

9 職業紹介事業

臨時的かつ短期的又は軽易な業務によるシルバー人材センター事業以外の雇用・就業の場を求める高齢者のニーズに適切に対応するため、シルバー事業の一つである有料の職業紹介事業を行う。

10 労働者派遣事業

令和3年度においても、適正就業を図る観点からもサポート事業を活用し、労働者派遣事業での積極的な取組みを進めていくとともに、「労働者派遣事業に係る訪問指導」を実施していく。

派遣事業の受注拡大に向けて、派遣事業に係る普及啓発用リーフレットを作成し、各センターに配付する。

また、派遣実務担当者研修会をオンラインにより開催し、派遣元事業所として講ずるべき措置等、関係法令に沿って適正に制度運用するための具体的実務についての研修を行う。

さらに、高齢法39条に基づく業務拡大の指定を受けた地域、業種、職種については、派遣会員と派遣先とのマッチングを積極的に行い、実績向上に努める。

11 高齢者活躍人材確保育成事業

北海道労働局より随意契約により受託した「高齢者活躍人材確保育成事業」により、新規会員の増加を目的とした説明会やセミナー、就業体験、技能講習会等を開催する。

実施にあたっては、各センターと調整を図りながら、年間計画を樹立し実施する。

12 女性対象イベントの開催

全シ協の方針に沿って効果的な開催を目指す。

令和3年度 会議日程

令和3年

6月 2日 (水)	第1回 理事会
6月 17日 (木)	定時総会
7月 7日 (水)	事務局長会議
8月 26日 (木)	安全・適正就業推進委員会
8月 下旬	第1回 三役会議
9月 1日 (水)	役員（各シルバー人材センター役員）研修会
9月 (未定)	高齢者就業パネル展
10月 7日 (木)	第2回 理事会
10月 21日 (木)	業務担当者研修会
10月 (未定)	シルバークフェスティバル
11月 11日 (木)	安全就業推進員研修会

令和4年

1月 下旬	第2回 三役会議
1月 18日 (火)	派遣実務担当者研修会
3月 2日 (水)	理事長会議
3月 17日 (木)	第3回 理事会